

松阪市総合評価落札方式(工事成績等簡易型)試行要領

平成19年10月26日

松阪市告示第302号

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2(第167条の12第4項及び第167条の13において準用する場合を含む。)の規定に基づき、建設工事等に関して競争入札等を実施する場合に価格及びその他の条件をもって落札者を決定する方式(以下「総合評価落札方式」という。)を運用する上で、本市における試行に関し必要な事項を定めるものとする。

(松阪市総合評価審査会)

第2条 総合評価落札方式の試行に係る事務の執行については、松阪市総合評価審査会(以下「審査会」という。)を設置し、運営することとする。

2 審査会の委員構成は、次のとおりとする。

会長 副市長

副会長 総務部長

委員 企画振興部長、建設部長、産業文化部農林水産担当理事、上下水道事業管理者、契約・検査担当参事

3 審査会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 総合評価落札方式を行うことの適否の決定

(2) 落札者を決定するための総合評価の方法や配点(以下「落札者決定基準」という。)の決定

(3) 落札者決定基準に基づく評価点及び落札決定者に関する審査及び評価

4 審査会の運営は、次の各号によるものとする。

(1) 審査会は、原則として毎月第1、第3火曜日に開催する。ただし、会長が特に必要と認めた場合は、臨時に開催できるものとする。

(2) 会長に事故あるときは、副会長が代理する。

(3) 審査会は、会長又は副会長及び委員の過半数の出席により、審査決定するものとする。

(対象工事等)

第3条 対象とする建設工事(以下「工事」という。)は、入札者の工事成績、経営などに関する意欲、地域貢献や現場条件の熟知等(以下「工事成績等」という。)と入札価格を一体として評価することが妥当であると市長が認める工事とする。

2 工事担当課長は、本要領により入札を実施しようとするときは、事前にその発注方式を契約監理課長(以下「課長」という。)と協議するものとする。

(総合評価の方法)

第4条 総合評価落札方式で定める評価は、次に掲げる規定によるものとする。

(1) 除算方式 価格以外の要素を数値化した技術評価点を入札価格で除して、評価値を算出する。

(2) 技術評価点 入札参加者の技術提案内容や工事成績等から算定した評価点をいう。

2 前項各号の評価点は、別表に定める落札者決定基準配点表に基づき配点するものとする。(要綱等の適用)

第5条 本要領に規定する以外の事項は、松阪市建設工事入札事務取扱要綱（平成17年松阪市告示第144号）、松阪市建設工事等発注基準（平成17年松阪市告示第153号）、入札心得書及び松阪市低入札価格調査試行要領（平成26年松阪市告示第353号）の規定を適用するものとする。

（学識経験者の意見聴取）

第6条 総合評価落札方式により落札者決定基準を定めようとするときは、地方自治法施行令第167条の10の2第4項の規定に基づき、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

2 前項に定める意見聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定するときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

3 前2項の意見聴取の結果、意見が付されたときは審査会において審議の上、実施を決定するものとする。

（入札参加者への周知）

第7条 課長は、入札参加者に対し、本要領を松阪市公式ホームページに掲載すると共に、発注公告により次に掲げる事項を周知するものとする。

- （1）総合評価落札方式を採用していること。
- （2）総合評価に必要な資料（以下「評価資料」という。）の提出に関すること。
- （3）総合評価の評価項目及びその配点に関すること。
- （4）落札者決定基準及び落札者の決定方法に関すること。
- （5）総合評価に関する審査結果の公表に関すること。
- （6）総合評価に関する疑義照会に関すること。

（入札参加申請及び資格審査）

第8条 入札者は、価格以外の評価を受けるにあたり指定の書類に必要事項を記入の上、評価資料を添付し、指定の方法で入札参加申請書と同時に提出するものとする。ただし、別途提出方法を指定した場合は、この限りでない。

2 課長は、前項の入札参加申請を受理したときは、速やかに内容を確認し入札参加資格が無いと認めたときは、参加否認の通知を行うものとする。

（価格以外の評価結果の公表と疑義照会）

第9条 価格以外の評価点は、当該入札案件の開札日から起算して4日前までに松阪市公式ホームページに掲載し公表するものとする。

2 入札者は、前項の公表された結果により自らの価格以外の評価点に疑義が生じたときは、前項の公表の日から起算して3日以内に疑義照会ができるものとする。

（落札者の決定方法）

第10条 総合評価落札方式で定める落札者の決定方法は、次に掲げるとおりとする。

- （1）入札書の開札は、価格以外の評価点が決定した後に行う。
- （2）入札者のうち、次に掲げる要件を満たす者を総合評価審査対象とする。
 - ア 入札者が公告に定めた必要な要件を満たし、無効でないこと。
 - イ 入札価格が予定価格以内の入札者で失格（落札外を含む。）とならないこと。ただし、低入札価格調査の場合にあっては、予定価格を超えた者、失格基準価格未満の者及び積算内訳書審査基準を満たさない者は失格とする。
- （3）落札者は、評価値の最も高い者とする。ただし、評価値の最も高い者が複数ある

場合は、当該者のくじ引きにより決定する。

(評価内容の担保)

第 11 条 市長は、技術提案書の虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合は、契約の解除及び指名停止措置を講じることができるものとする。

2 技術提案書に関する事項について、評価した内容が受注者の責により満たされない場合は、工事成績評定の減点などの措置を講ずるものとする。

(その他)

第 12 条 課長は、試行要領に関して疑義が生じた場合は、審査会に諮り対応をするものとする。

附 則

この告示は、平成 19 年 11 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 5 月 15 日告示第 197 号)

この告示は、公表の日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 20 年 11 月 14 日告示第 332 号)

この告示は、公表の日から施行し、平成 20 年 11 月 10 日から適用する。

附 則 (平成 21 年 6 月 2 日告示第 204 号)

この告示は、公表の日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 22 年 3 月 31 日告示第 96 号)

この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 26 年 3 月 27 日告示第 101 号)

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 27 年 3 月 31 日告示第 104 号)

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 4 月 1 日告示第 194 号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成 29 年 3 月 31 日告示第 171 号)

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 31 年 3 月 29 日告示第 66 号)

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 3 月 31 日告示第 113 号)

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月 31 日告示第 104 号)

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 3 月 1 日告示第 47 号)

この告示は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。

別表（第4条関係）

落札者決定基準配点表

評価項目		評価内容	配点
企業の 施工能力	①工事实績評価点 (実績評価点)	過去5年間に松阪市から受注した当該工事と同種・同規模工事の元請実績件数により評価	2
	②工事成績評価点 (工事評価点)	過去3年間に松阪市から受注した工事成績点(評定点)の平均点により評価。	4
	③安全施行評価点 (安全評価点)	松阪市発注工事における施工中の過去5年間の事故状況により評価	1
	④優良工事評価点 (優良評価点)	松阪市優良工事表彰の回数により評価	1
配置 予定 技術者 の 能力	⑤技術者要件評価点 (技術者評価点)	過去3年間に松阪市受注工事において技術者の同種同規模工事の実績件数により評価	2
		松阪市受注工事において当該業者で過去3年間の工事成績点(評価点)の平均点により評価	4
地域 要件	⑥地域要件評価点 (地域評価点)	入札参加者の所在地により評価。	1
その他	⑦社会貢献評価点 (貢献評価点)	防災協力事業者登録により評価	1
	⑧現場管理 (工夫評価点)	現場に応じた工夫内容により評価 〔チェックポイント〕 施工体制、工程管理、品質管理、安全管理等	4

※評価項目・評価内容については、発注工事の内容に応じて変更する場合があります。